

## 公告中の案件に関する質問及び回答

質問日	令和6年3月22日
発注機関	岡山森林管理署
事業名	津川山山腹工事
公告日	令和6年3月19日
開札日時	令和6年4月25日
質問の内容	<p>質問</p> <p>1. 13号明細書の「素材(L=1.5m、末口径8~14cm)」、「製材(杉 土木・建築用材)」の単価について、「署決定単価」と公表されていますが、この金額は損料率70%を含んだ金額でしょうか？それとも、この金額を70%にしたものを計上されているのでしょうか。</p> <p>2. 7号代価表の「くい丸太」、「菱形金網」、「土木用シート」の単価について、「物価資料による」と公表されていますが、この金額にそれぞれ損料率40%、90%、30%をかけた単価をいれるのでしょうか？それとも、「物価資料による単価」はそのまま、計上されている数量がすでに損料率をかけた数量となっているのでしょうか。</p> <p>3. 3号代価「山腹工標識板取付(普) 鋼製 55*40*0.1cm」内の「普通作業員」について、1枚当たり0.05人となっており、備考の中で「施工条件による補正該当なし」となっていますが、この単価は、労務単価として、平均傾斜60度以上のための補正20%、さらに、週休2日のための補正1.01の両方の補正がない単価(通常の労務単価のまま)ととらえてよろしいか。</p> <p>4. 落石予防工内の機械「空気圧縮機」及び「さく岩機」は、損料で計上されているととらえてよろしいか。</p> <p>5. 15号明細書の「交通誘導警備員B」について、1人当たり0.83人となっており、備考の中で「施工条件による補正該当なし」となっていますが、この単価は、労務単価として、平均傾斜60度以上のための補正20%、さらに、週休2日のための補正1.01の両方の補正がない単価(通常の労務単価のまま)ととらえてよろしいか。</p>
質問の回答	<p>回答</p> <p>1. 素材及び製材の必要数量に材料損料率70%を乗じた数量を計上しています。</p> <p>2. 上記1. と同様の算出方法により数量を計上しています。</p> <p>3. 3号代価表の「普通作業員」の単価については、平均傾斜60度以上のための補正(20%)の対象外としています。 なお、積算上は平均傾斜60度以上の作業に係る20%補正及び週休2日に取り組むことを前提とした直接工事費の補正をかけておりますが、必要数量を1.2で割り返しているため、実質的に平均傾斜60度以上の作業に係る20%補正はかかっておりません。</p> <p>4. 「空気圧縮機」及び「さく岩機」は、損料で計上しています。</p> <p>5. 15号明細書の「交通誘導警備員B」の単価については、上記3. と同様に平均傾斜60度以上のための補正(20%)の対象外としています。</p>

問合せ先 : 岡山森林管理署 総務グループ  
電話 050-3160-6135 FAX0868-23-2150